

(参考 1)

青森県農業振興地域整備基本方針の変更について

1 基本方針の性格等

- 県は、総合的に農業振興を図るべき地域として、市町村ごとにその区域の一部を農業振興地域として指定しております。市町村は、農業振興地域において整備計画（農業振興地域整備計画）を定め、この計画の中で、農業上の土地利用計画や農業生産基盤、農業近代化施設の整備計画などを明らかにしております。
- 県は、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を昭和45年に定めておりますが、この基本方針は、このような農業振興地域の指定や整備計画の策定に際してその基準や基本となるべき事項について定めているものです。

2 基本方針変更の背景

近年、農業や農村を巡る情勢としては、農地面積の減少や荒廃農地の発生、農業従事者の減少などが進行しているところです。このような情勢の下で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等を良好な状態で確保する必要があることから、国においては、農林水産大臣が令和2年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、県の基本方針における確保すべき農用地等の面積の目標の設定に関する基準などを変更したところです。

3 基本方針変更の視点

- 基本方針に盛り込むべき項目は、農業振興地域の整備に関する法律第4条第2項に掲げられておりますが、令和2年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更されたことを踏まえて、「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」について変更することとします。
- 基本方針の前回の変更（平成29年4月）後の農業や農用地を取り巻く状況の変化に対応しながら、国の定めた基本指針に基づき、令和12年までを見通して見直しします。

4 変更の手続

この変更案については、これまでに県内各市町村と学識経験者から意見を聴いているところですが、これらの意見とパブリックコメントで提出された意見を踏まえ検討し、農林水産大臣に協議し、その同意を得た上で変更することとなります。